

## 令和 5 年度税制改正（案）について

「令和 5 年度税制改正の大綱」については令和 4 年 12 月 23 日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和 5 年 2 月 7 日に国会に提出されました。そのうち市町村税に関する主な概要は以下のとおりです。

### 1. 軽自動車税関係

#### ① 環境性能割の税率区分の見直し

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和 5 年 12 月まで据置く。

また、2035 年電動車 100%（自動車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を 3 年間で段階的に引き上げる。

#### 【軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

〔現行〕(令和3年、4年度)		〔改正案〕(令和5年～7年度)※令和5年12月末まで現行区分据置き	
税率	対象車	税率	対象車 (令和6年1月～) (令和7年4月～)
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車 2030年度燃費基準 75%達成～	非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車 2030年度燃費基準 80%達成～
1%	60%達成～	1%	70%達成～ 75%達成～
2%	上記以外又は 2020年度燃費基準 未達成	2%	上記以外又は 2020年度燃費基準未達成

#### ② 種別割のグリーン化特例

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を令和 5 年度から 3 年間延長する。

### 2. 固定資産税関係

#### ① 固定資産税（土地）の負担調整措置

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、令和 3 年度の評価替年時には、価格が上昇した土地であっても価格の据置きがされ、令和 4 年度は激変緩和措置として令和 3 年度の課税標準額に令和 4 年度の評価額の 2.5%を加算した額としたが、令和 5 年度については、既定の負担調整措置（課税標準額の上昇幅は評価額の 5%）が適用される。

## ② 固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化

固定資産税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者からも入手することができることを法令上明確化する。

【令和6年4月1日施行】

## ③ 税負担軽減措置の創設（固定資産税の特例）

- I 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しする観点から赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の新設。

導入計画で賃上げ表明		
	期間	軽減
記載なし	3年間	課税標準を1/2に減額
記載あり	以下の期間	課税標準を1/3に軽減
	①令和6年3月末までに取得:5年間	
	②令和7年3月末までに取得:4年間	
適用期限	2年間(令和7年3月31日までに取得した設備)	

- II 長寿命化に資する大規模修繕工事を行なったマンションに係る税額の減額措置。

築後20年以上経過し、過去に大規模修繕工事を実施しているなど一定要件を満たすマンションについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに大規模修繕工事を実施した場合に、建物に係る翌年度の税額を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で条例で定める割合で減額

## 3. 今後の予定

- 3月末 税条例等の一部を改正する条例専決処分
- 5月臨時議会 税条例等の一部を改正する条例専決処分報告